

【 栃木市出流ふれあいの森 】  
指定管理者募集要項

令和8年6月  
栃 木 市

## 目 次

|      |                       |    |
|------|-----------------------|----|
| 第 1  | 施設の設置目的               | 1  |
| 第 2  | 指定管理者の公募の概要           | 1  |
| 第 3  | 施設の概要及び業務内容           | 2  |
| 第 4  | 申請者の資格                | 2  |
| 第 5  | 申請方法                  | 2  |
| 第 6  | 提案を求める内容              | 3  |
| 第 7  | 申請に当たっての注意点           | 4  |
| 第 8  | 経費に関する事項              | 6  |
| 第 9  | 損害賠償保険への加入            | 6  |
| 第 10 | 公募説明会                 | 7  |
| 第 11 | 申請に関する質問及び回答          | 7  |
| 第 12 | 審査及び選定に関する事項          | 7  |
| 第 13 | 指定管理者の候補者             | 8  |
| 第 14 | 指定管理者の指定              | 8  |
| 第 15 | 業務の引継ぎ                | 9  |
| 第 16 | 関係法令等の順守              | 9  |
| 第 17 | 障害者就労施設等からの物品等の調達について | 9  |
| 第 18 | 利用者アンケートの実施           | 9  |
| 第 19 | 指定の取消し等               | 9  |
| 第 20 | 今後の予定                 | 9  |
| 第 21 | 問い合わせ先                | 10 |
| ☆    | 提案審査基準                | 11 |
| ☆    | 事業実施概要書               | 13 |
| ☆    | 参考収支計画書(年度)           | 19 |
| ☆    | 仕様書                   | 21 |
| ☆    | 申請書類(様式第 1 号～様式第 9 号) | 32 |

### 問い合わせ先

〒328-8686 栃木市万町 9 番 25 号

栃木市産業振興部農林整備課林務係（本庁舎 2 階 2C-5 窓口）

TEL 0282-21-2386

FAX 0282-21-2572

E-mail: nourin06@city.tochigi.lg.jp

栃木市ホームページ: <https://www.city.tochigi.lg.jp>

\* この募集要項は、ホームページからダウンロードすることもできます。

# 栃木市出流ふれあいの森 指定管理者募集要項

## 第1 施設の設置目的

栃木市(以下「市」という。)では、山村地域社会の安定と林業の振興を図るとともに、市民福祉の向上に資することを目的に、昭和62年7月から栃木市出流ふれあいの森(以下「本施設」という。)を設置しています。

## 第2 指定管理者の公募の概要

本施設の効率的かつ効果的な運営を目指すため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、栃木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成22年栃木市条例第74号。以下「条例」という。))及び栃木市出流ふれあいの森条例(平成22年栃木市条例第178号)に基づき、この栃木市出流ふれあいの森指定管理者募集要項(以下「本要項」という。)により指定管理者(施設の管理運営を行う事業者)を募集します。

### 1 施設の名称及び所在地

名 称 栃木市出流ふれあいの森  
所在地 栃木市出流町417番地

### 2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)  
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### 3 指定管理者の候補者の募集及び選定の方式

公募型プロポーザル方式を採用し、条例第4条第1項に規定する栃木市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において書類審査及びヒアリングを行い、「指定管理者の候補者(案)」を選定します。ただし、選定のための会議は非公開とします。

「指定管理者の候補者」の決定については、市長が行います。

### 4 選定結果の通知等

指定管理者の候補者の選定結果については、申請者に対し文書で通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

### 5 指定管理者の指定

指定管理者の指定について議会の議決を経た後、市長が候補者を指定管理者に指定します。

### 6 優良管理者更新制度について

本施設は、優良管理者更新制度の対象施設とします。

優良管理者更新制度とは、指定期間における管理状況が良好であり、かつ、同一指定管理者に継続して施設を管理運営させることが施設の安定した管理運営・市民サービスの向上に繋がると栃木市指定管理者選定委員会が認めた場合に、現指定管理者が、

指定期間満了後、引き続いて次の指定管理者として業務を行うことができる制度です。  
更新は、公募外選定により、連続して２回までとしますが、施設の老朽化等により市の方針に変更があった際は更新しない場合もあります。

### 第３ 施設の概要及び業務内容

事業実施概要書及び仕様書等を参照してください。

### 第４ 申請者の資格

申請者は、「法人その他の団体」（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」（以下「法人等」という。）で、次の要件を満たすものとします。

- ① 指定期間にわたって、安定して本施設を管理運営できる経営能力を備えていること。
- ② 法人等又はそれらの役員及び従業員等が、類似施設において十分な管理運営実績を有すること。

ただし、共同事業体の場合においては、類似施設において十分な管理運営実績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

- ③ 次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、市の入札に参加できない法人等

イ 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成２２年栃木市告示第１４４号）に基づく指名停止期間中の法人等

ウ 経営不振の状態（破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は手形交換所取引停止処分がなされたとき）の法人等

エ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、市若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る指定を取消され、その取消の日から２年（他の地方公共団体の場合は１年）を経過していない法人等又は当該業務の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から１年（他の地方公共団体の場合は６月）を経過していない法人等

オ 地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する法人等（いわゆる兼業禁止規定を準用）。

ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（１／２以上）に準じ、市の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として申請できることとします。

カ 栃木市暴力団排除条例（平成２３年栃木市条例第６２号）に基づく、暴力団、暴力団員等及び密接関係者が役員就任や経営関与等を行っている法人等

キ 法人税、消費税、地方消費税及び栃木県税・栃木市税を滞納している法人等及び権利能力なき社団の代表者

ク 指定管理者の選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

ケ 法人等が権利能力なき社団に当たり、法律行為を行う能力を有しない場合には、その代表者が、法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

### 第５ 申請方法

#### １ 申請書類

次に掲げる書類を提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(2) 添付書類

① 法人等の組織及び財務の概要を記載した書類〔団体の概要書（様式第 2 号）〕

② 申請の資格を有していることを証する書類

ア 法人の履歴事項全部証明書（申請日前 3 月以内に交付されたもの）

権利能力なき社団の場合は、役員名簿、代表者の身分証明書、その他団体の存在を明らかにできるものとする。

※代表者の身分証明書とは、代表者本人の本籍地役所（役場）で発行される「禁治産の宣告の通知を受けていないこと」「後見の登記の通知を受けていないこと」「破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと」を証明する身分証明書を指します。栃木市に本籍地がある場合は市民生活課で発行しています。

イ 定款、若しくは寄附行為

権利能力なき社団の場合は、定款に類するもの（団体の規約等）とする。

ウ 国税の納税証明書（その 3 の 3）及び栃木県税・栃木市税に未納がないことの証明書

権利能力なき社団の場合は、その代表者の分とする。

エ 直近事業年度分の法人税確定申告書の写し又は電子申請等証明書及び添付書類一式の写し

法人税確定申告をしていない団体等については貸借対照表、収支計算書、財産目録、預貯金・借入金の残高証明書など財務状況が分かるものとする。

③ 事業計画書（様式第 3 号）

④ 収支計画書（様式第 4 号）

⑤ 管理運営体制計画書（様式第 5 号）

⑥ 共同事業体として申請する場合

ア 共同事業体協定書兼委任状（様式第 6 号）

イ 共同事業体構成団体連絡先一覧（様式第 7 号）

※ 共同事業体で申請する場合は、①及び②について、全ての構成団体分を添付してください。

**2 提出部数**

正本 1 部、副本 1 1 部（副本は複写可）の計 1 2 部

**3 受付期間**

令和 8 年 7 月 1 3 日（月）から同年 7 月 1 7 日（金）まで

**4 受付時間**

午前 9 時から午後 4 時まで

**5 提出方法**

あらかじめ担当者に連絡のうえ、直接、産業振興部農林整備課の担当者に提出してください。提出時に書類の確認を行いますので、郵送等での提出は受け付けません。

**第 6 提案を求める内容**

本施設の管理運営に関する「事業計画案」として、以下の項目について、様式第 3 号に提案内容を記載してください。

- (1) 平等利用の確保とサービス向上の取組み
  - ① 施設運営の基本方針
  - ② 施設利用の利便性及び平等性の確保
  - ③ 利用者等の要望への対応
- (2) 施設の効用を最大限に発揮する取組み
  - ① 山村地域社会の安定と林業の振興
  - ② 新規利用者の増加の取組み
  - ③ 地域住民や関係団体等との連携
- (3) 施設経費の削減の取組み
  - ① 収支手続
  - ② 施設経費の削減等
- (4) 施設の管理を安定して行うための取組み
  - ① 管理運営体制
  - ② 職員の処遇
  - ③ 財務状況等
- (5) 施設の安全対策、危機管理体制の取組み
  - ① 日常の安全対策
  - ② 緊急時の危機管理体制
  - ③ 個人情報情報の保護

## **第7 申請に当たっての注意点**

### **1 複数申請の禁止**

1 申請者につき 1 申請とします。

### **2 共同事業体での申請**

複数の団体で構成される共同事業体での申請については、次の事項に注意してください。

- ① 共同事業体名、事務所所在地及び代表者を定めてください。
- ② 申請書類の申請者は、共同事業体の代表者としてください。
- ③ 申請後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合には、この限りではありません。
- ④ 共同事業体の代表者及び構成団体は、当該施設に関し、他の共同事業体の構成団体となり又は単独で申請を行うことはできません。

### **3 申請書類の取扱い**

提出された書類は返却いたしません。

### **4 費用負担**

公募説明会への参加、申請書類作成等に要する費用は、申請者の自己負担とします。

### **5 再提出等の禁止**

提出した申請書類の再提出、差し替えはできません。

### **6 記載事項の変更**

指定管理者指定申請書（様式第1号）及び団体の概要書（様式第2号）の記載事項に変更があった場合は、指定管理者指定申請書等記載事項変更届（様式第8号）によ

り、速やかに、変更内容を証明できる書類を添えて届け出てください。

## 7 申請書類の取扱い及び著作権

提出された申請書類等の著作権は、それぞれの団体に帰属します。

ただし、選定結果を公表するときや選定に必要な場合は、市が書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、指定管理者制度導入施設における情報公開制度の運用に当たっては、候補者選定に係る透明性や公平性の確保を図るとともに、適正な処理に努めなければなりません。

そのため、栃木市情報公開条例(平成22年栃木市条例第20号)に基づき、次の公表基準により運用します。

[公表基準]

| 対象文書 ※1         | 時 期 |            |            |
|-----------------|-----|------------|------------|
|                 | 募集中 | 募 集<br>締切後 | 候補者<br>選定後 |
| 募集要項            | ◎   | ◎          | ◎          |
| 公募説明会参加者数       | ×   | ○          | ○          |
| 公募説明会参加者名       | ×   | ×          | ○          |
| 申請者数            | —   | ×          | ◎          |
| 申請者名            | —   | ×          | ○          |
| 指定管理者候補者選定結果 ※2 | —   | —          | ◎          |
| 選定委員会答申書 ※2     | —   | —          | ○          |
| 審査得点(合計点) ※2    | —   | —          | ◎          |
| 審査得点(項目別) ※2    | —   | —          | ○          |
| 指定申請書 ※3        | ×   | ×          | ○          |
| 団体の概要書 ※3       | ×   | ×          | ○          |
| 事業計画書 ※3        | ×   | ×          | ○          |
| 収支計画書 ※3        | ×   | ×          | ○          |

◎：ホームページに掲載するなど積極的に公開する情報

ただし、候補者選定後については一定期間ホームページ上で公開するものとし、ホームページ上での公開を終えたものは情報公開請求に基づき、原則として公開する情報とします。

○：ホームページには掲載しないが、情報公開請求に基づき、原則として公開する情報

×：基本的には公開しない情報

※1：対象文書のうち、個人情報、公開することで申請者及び指定管理者等に明らかに不利益を与えると認められる情報及び公開することで今後の選定作業に著しい支障が生じる恐れがあると認められる情報は非公開。

※2：指定管理者の候補者となった提案者の法人等の名称は公開。他の申請者の名称については非公開。

※3：指定管理者の候補者の申請書類のみとし、他の申請者の申請書類は非公開。

## 8 書類の規格等

申請書類等は、日本工業規格A列4番の規格を使用するものとします。

ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができます。

なお、申請書類は、日本工業規格 A 列 4 番用のファイル等に綴じ、ファイル等の表紙及び背表紙に施設及び申請者の名称を表示してください。また、必ず全ての書類にページ番号を記載してください。履歴事項全部証明書等についても、手書きや数字印等で、通して付すようにしてください。

## 9 失格

次のいずれかに該当する申請は、失格となることがあります。

- ① 提出方法を順守せずに提出されたもの
- ② 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

## 第 8 経費に関する事項

### 1 利用料金制度

施設の管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は、市が支払う費用（指定管理料）のほか、利用者が支払う利用料金を自らの収入として扱うこととします。

### 2 市が支払う費用（指定管理料）

市が支払う費用については、収支計画書（様式第 4 号）における提案額〔指定管理料見積額〕を基本とします。（各年度に支払う費用は、参考収支計画書（p 19）を例にすると 9, 891, 000 円）。

ただし、指定期間中に市が支払う費用の限度（以下「限度額」という。）を 49, 455, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

また、指定管理者が行う管理運営業務の内容及び経費については、申請書類及びヒアリングにおいて確認された内容を基本としますが、仮基本協定を締結するまでに再度双方で協議し、確認することとします。

なお、指定期間途中で消費税率に変更があった場合については、別途協議することとします。

### 3 指定管理料の積算

指定管理料を積算する際は、期間中の提案額の合計及び各事業年度の提案額について、1,000 円単位で提案してください。

各年度における提案額の 1,000 円未満の切上げ、切捨ての選択は任意で、年度間で統一していなくても結構ですが、最終的に提案する合計金額が、市の提示する限度額を超える場合は失格になりますので注意してください。

## 第 9 損害賠償保険への加入

市においては、施設の管理に関し、その責に帰すべき事由により第三者に対して損害を賠償する必要が生じたためのために、全国市長会市民総合損害賠償補償保険制度に加入しております。同制度は、『自治体施設の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせた場合には、その指定管理者を被保険者とみなします。』とされております。

しかし、指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者

に賠償義務が生じることから、原則として指定管理者には施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険への加入を義務付けるものとします。

- ・現在市が加入している損害賠償保険金限度額（※ 変更になる場合があります。）  
身体賠償 1名につき1億円（1事故につき10億円）  
財物賠償 1事故につき2,000万円

## 第10 公募説明会

### 1 公募説明会の開催

次のとおり公募説明会を開催します。当日は本施設を見学することができます。  
なお、公募説明会へはできるだけ出席してください。

- ① 日 時 令和8年6月24日（水）午前10時から
- ② 場 所 栃木市出流ふれあいの森 研修室
- ③ 参加者 公募に参加を予定する法人等とし、1団体につき3名までとします。  
なお、参加団体の名称は公表いたしません。

### 2 公募説明会参加申込

公募説明会の参加申込は、栃木市出流ふれあいの森指定管理者募集に係る公募説明会参加申込書（様式第9号）を受付期間内に、農林整備課林務係に提出してください。

- ① 申込期間 令和8年6月12日（金）から同年6月19日（金）まで
- ② 申込時間 午前9時から午後4時まで
- ③ 申込方法 原則、電子メールでお申込みください。
- ④ 注意事項 ただし、権利能力なき社団などで、申込書に代表者宅の住所や電話番号など個人情報を含む場合は、申込書を持参ください。

## 第11 申請に関する質問及び回答

### 1 質問

電子メールで質問を受け付けます。質問事項の他に、法人等名称、所在地、担当者の部署・職・氏名、電話番号を記入してください。

また、電子メール送信後、担当者まで必ず送信確認の電話連絡をお願いします。

ただし、電子メール送信時の事故等による個人情報流出を防ぐため、代表者個人宅の所在地や電話番号などは記載しないでください。権利能力なき社団の場合などは、団体名と担当者の氏名を記載いただければ結構です。

- ① 受付期間 令和8年6月26日（金）から同年7月2日（木）まで
- ② 受付時間 午前9時から午後4時まで
- ③ 様式 任意様式による。ただし、法人等名称など、上記必要事項は記載すること。
- ④ 送付先 本要項第21参照

### 2 回答

回答は、市のホームページ上に掲載して行います。

回答予定日 令和8年7月8日（水）

- ※ 回答に当たっては、質問を行った法人等の名称は公表いたしません。
- ※ 意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。
- ※ HPアドレス <https://www.city.tochigi.lg.jp/>

## 第12 審査及び選定に関する事項

## 1 审查方法

選定委員会において、書類審査とヒアリングを行います。ヒアリング時においては、提案者から提出いただく申請書類によりプレゼンテーションを実施していただきます。当日の機材の使用及び資料の追加は認められません。なお、ヒアリング等の詳細日程については、別途お知らせします。

## 2 審査基準

提案に係る評価項目、配点及び評価点は、提案審査基準（p 1 1、1 2）のとおりとし、提案審査基準に示した（１）～（５）の評価項目ごとに、各委員が審査した結果に対応する評価点の平均点（小数点第２位以下四捨五入）を算出し、評価項目ごとの平均点を合計した点数をもって、提案に係る審査得点（A）（配点１４０点）とします。

また、指定管理料に係る価格点(B) (配点60点)については、次の式により算出します。(小数点第2位以下四捨五入)

(B) = 最低提案額 / 当該提案者の提案額 × 60 点

※ 提案額＝指定管理料見積額

なお、市が定める指定管理料(限度額)を超えている場合及び審査の結果、審査得点(A)が、70点に満たない申請者については失格とします。

### 3 選定方法

選定委員会における選定は、提案を行ったものの中から、総合得点〔審査得点(A)＋価格点(B)〕が最も高い提案者を指定管理者の候補者(案)とします。

総合得点が高点の場合は、選定委員会出席者の委員長を除く委員の多数決により決するものとし、同数の場合は、委員長が決するものとします。

なお、選定委員会は、必要に応じて選定委員で構成される部会を置き、部会により選定をすることがあります。

その際、総合得点が高点の場合は、部会出席者の部会長を除く委員の多数決により決するものとし、同数の場合は、部会長が決するものとします。

## 第 13 指定管理者の候補者

条例第４条の規定に基づき、市長が選定委員会からの答申を踏まえ、指定管理者の候補者を決定します。

市は、指定管理者の候補者と協議を行い、協議結果に基づき仮基本協定を締結します。

指定管理者の候補者は、市との協議・調整に誠意をもって対応することとし、市との協議を正当な理由なしに辞退できないものとします。

また、指定管理者の候補者が正当な理由なしに辞退するときには、市が被った損害額を請求することができるものとします。

## 第 14 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を、令和８年１２月議会の議決を経て指定管理者に指定します。

第13の規定による仮基本協定は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経て、市が指定管理者に指定することで基本協定として発効します。

なお、市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場

合は、仮基本協定を解除し、当該候補者を指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理者が応募のために負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

また、議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、市が被った損害額を請求することができるものとします。

## 第 15 業務の引継ぎ及び開業準備

指定管理者に指定された者は、令和 9 年 3 月末日までの間に、同年 4 月 1 日から業務を開始できるように引継ぎを受けてください。引継ぎ及び開業準備のため発生する費用については、指定管理者に指定された者の負担とします。

## 第 16 関係法令等の順守

管理運営に当たっては、関係法令に基づき業務従事者に係る最低賃金・労働条件の確保を図ることはもとより、施設利用に関する公平性の確保や管理運営を通じて取得した個人情報の保護についても十分配慮してください。

## 第 17 障害者就労施設等からの物品等の調達について

障害者優先調達推進法（平成 24 年法律第 50 号）が施行され、国や地方公共団体等は、物品や役務の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品や役務を調達するよう努めることになりました。指定管理者には、この法律の趣旨をご理解いただき、物品や役務の調達に当たりご配慮をお願いします。

## 第 18 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の管理運営の適正を期すとともに、市民サービスの向上を図るため、利用者アンケートを実施することとします。市は、その結果を踏まえた上で、必要に応じ指定管理者の指導・監督を行います。

## 第 19 指定の取消し等

指定管理者が、市議会での議決を経てから指定管理開始前に不相当と認められる事情が生じた場合、また、指定管理開始後に管理を怠る等、管理状況が良好でないと認めたときは、改善の指導を行い、指導に従わないときは、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

その場合、指定管理者に損害が発生しても、市は賠償請求に応じませんが、取消しに伴う市の損害額については、指定管理者に賠償請求を行うことができるものとします。

指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるように、引継ぎを行うこととします。

## 第 20 今後の予定（予定につきましては、市の都合で予告なく変更する場合もございます）

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| ① 申請書の受付締め切り     | 令和 8 年 7 月 17 日（金）<br>午後 4 時まで |
| ② 選定委員会への案内通知    | 令和 8 年 7 月 31 日（金）発送予定         |
| ③ 選定委員会によるヒアリング等 | 令和 8 年 8 月 19 日頃（別途通知）         |
| ④ 指定管理者候補者の決定    | 令和 8 年 9 月下旬（予定）               |
| ⑤ 選定結果通知         | 令和 8 年 9 月下旬【配達日指定郵便】※ 1       |

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ⑥ 仮基本協定の締結          | 令和 8 年 1 0 月       |
| ⑦ 市議会での議決           | 令和 8 年 1 2 月       |
| ⑧ 業務の引継ぎ            | 令和 9 年 3 月 3 1 日まで |
| ⑨ 年度協定の締結(3 月議会終了後) | 令和 9 年 3 月 3 1 日まで |
| ⑩ 指定管理開始            | 令和 9 年 4 月 1 日     |

※ 1 候補者選定は、第 13 に記載のとおりとなりますが、選定結果通知は、市が、市議会に候補者の説明を行う日と同日に到着する郵便にてお届けします。

## 第 21 問い合わせ先

〒328-8686 栃木市万町 9 番 25 号

産業振興部農林整備課林務係（本庁舎 2 階 2C-5 窓口）

担当者 栗原、小関

電話 0282-21-2386 FAX 0282-21-2572

E-mail nourin06@city.tochigi.lg.jp

## 提案審査基準（栃木市出流ふれあいの森）

| 評 価 項 目                                                                                                                               | 評 価 点             |                         |        |                             |                       | 評 価 な し |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------|--------|-----------------------------|-----------------------|---------|
|                                                                                                                                       | 優<br>れて<br>い<br>る | やや<br>優<br>れて<br>い<br>る | 普<br>通 | やや<br>劣<br>つ<br>て<br>い<br>る | 劣<br>つ<br>て<br>い<br>る |         |
| <b>(1) 平等利用の確保とサービス向上の取組み</b> ( /30点 )                                                                                                |                   |                         |        |                             |                       |         |
| ① 施設運営の基本方針<br>・施設の設置目的や特性に基づいた施設運営の基本方針が提案されているか。                                                                                    | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| ② 施設利用の利便性及び平等性の確保<br>・施設予約や利用方法等について、市民の誰もが利用しやすい利便性と平等性確保の取組みが提案されているか。                                                             | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| ③ 利用者等の要望への対応<br>・アンケートをどのような手法で収集し、利用者等の意見を把握し、運営に反映させる取組みが提案されているか。<br>・利用者等からの苦情や意見に対し、適切な取組みが提案されているか。                            | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| <b>(2) 施設の効用を最大限に発揮する取組み</b> ( /30点 )                                                                                                 |                   |                         |        |                             |                       |         |
| ① 山村地域社会の安定と林業の振興<br>・施設の設置目的に基づいた、山村活性化の取組みが提案されているか。<br>・特色ある事業により、林業の振興、森林に対する理解促進を図る提案がされているか。                                    | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| ② 新規利用者の増加の取組み<br>・広報活動等（広報紙、ケーブルTV、ホームページ、SNS等）による新規利用者の増加に向けた、効果的な取組みが提案されているか。<br>・開館時間の延長及び新規事業等による新規利用者の増加に向けた、効果的な取組みが提案されているか。 | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| ③ 地域住民や関係団体等との連携<br>・地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業等、利用者や地域住民の満足度を高める取組みが提案されているか。                                                           | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |
| <b>(3) 施設経費の削減の取組み</b> ( /20点 )                                                                                                       |                   |                         |        |                             |                       |         |
| ① 収支手続<br>・指定管理料、利用料金等の収支手続について、適切で透明性の高い管理が提案されているか。                                                                                 | 10                | 8                       | 6      | 4                           | 2                     | 0       |

|                                                                                                                                                                                       |    |   |   |   |   |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---|---|---|---|
| ② 施設経費の削減等<br>・サービスの質を確保した経費削減の取組みが提案されているか。<br>・清掃、警備、保守点検など、業務の一部委託等をする場合、複数業者からの見積合わせなど、経費削減等に考慮した取組みが提案されているか。<br>・施設、備品等の管理について、適切に維持管理し、省エネ、省資源、環境配慮物品の購入など環境への配慮の取組みが提案されているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| <b>(4) 施設の管理を安定して行うための取組み ( /30点 )</b>                                                                                                                                                |    |   |   |   |   |   |
| ① 管理運営体制<br>・施設の適正管理に必要な運営体制及び職員の配置が提案されているか。                                                                                                                                         | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| ② 職員の処遇<br>・法令を順守した勤務形態及び職員の育成指導、研修等の取組みが提案されているか。                                                                                                                                    | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| ③ 財務状況等<br>・各種税金や社会保険料等は適切に納められているか。<br>・団体の財務状況等は健全であるか。                                                                                                                             | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| <b>(5) 施設の安全対策、危機管理体制の取組み ( /30点 )</b>                                                                                                                                                |    |   |   |   |   |   |
| ① 日常の安全対策<br>・日常の安全点検及び法定点検等の安全対策が提案されているか。                                                                                                                                           | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| ② 緊急時の危機管理体制<br>・緊急時の危機管理体制等が提案されているか。<br>・避難訓練や防災訓練等の実施が提案されているか。                                                                                                                    | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| ③ 個人情報の保護<br>・具体的な個人情報保護対策が提案されているか。                                                                                                                                                  | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| <b>提案に係る審査得点 &lt;A&gt; ( /140点 )</b>                                                                                                                                                  |    |   |   |   |   |   |
| <b>(6) 価格点 &lt;B&gt; ( /60点 )</b><br>○最低提案額／当該提案者の提案額×60点（小数点第2位以下四捨五入）<br>※ 提案額＝指定管理料見積額                                                                                             |    |   |   |   |   |   |
| <b>合 計 &lt; A + B &gt; ( /200点)</b>                                                                                                                                                   |    |   |   |   |   |   |

## 栃木市出流ふれあいの森 事業実施概要書

栃木市出流ふれあいの森の現在の状況は、次のとおりです。

### 1 施設の概要

#### (1) 所在地

栃木市出流町 417 番地

#### (2) 施設概要

- ① 敷地面積 34,906.2 m<sup>2</sup>
- ② 建物延床面積 896.42 m<sup>2</sup>
- ③ 建物構造 体験交流センター（管理棟） 木造平屋建ほか 11 棟
- ④ 整備費総額 951,951 千円
- ⑤ 開館年月 昭和 62 年 7 月
- ⑥ 主要施設
  - ア 体験交流センター（管理棟） 木造平屋建 1 棟 367.65 m<sup>2</sup>  
内容
    - 集会場兼食堂 50 人収容 99.37 m<sup>2</sup>
    - 研修室 40 人収容 59.62 m<sup>2</sup>
    - 厨房 34.28 m<sup>2</sup>
    - 風呂（大 5～6 人用、小 2～3 人用）、受付、管理人室等
  - イ コテージ
    - 大型（12 人収容） 1 棟 67.06 m<sup>2</sup>/棟
    - 小型（6 人収容） 3 棟 25.66 m<sup>2</sup>/棟
  - ウ キャンプ施設
    - オートキャンプ施設（電源無） 14 区画
    - 一般キャンプ施設 10 箇所
  - エ バーベキュー施設
    - 屋根付（2 棟） 10 炉
  - オ 林間遊具施設
    - ローラー滑り台（75.5m）ブランコ付コンビネーション、ロープウェイ、丸太低鉄棒等
  - カ 旧管理棟
    - 木造平屋建 1 棟 191.29 m<sup>2</sup>

※ 施設平面図については、資料 1 参照

### 2 利用範囲等

#### (1) 有料施設の利用日時

| 施設名               | 利用日                      | 利用時間                    |
|-------------------|--------------------------|-------------------------|
| 体験交流センター<br>（研修室） | 1 月 5 日から<br>12 月 28 日まで | 午前 9 時から午後 9 時まで        |
| コテージ              | 1 月 5 日から                | 宿泊は、午後 3 時から翌日午前 10 時まで |

|          |                    |                              |
|----------|--------------------|------------------------------|
|          | 12月28日まで           | で<br>休憩は、午前10時30分から午後2時30分まで |
| キャンプ施設   | 4月1日から<br>10月31日まで | 午前10時から翌日午前10時まで             |
| バーベキュー施設 | 4月1日から<br>11月30日まで | 午前10時から午後4時まで                |

## (2) 休園日

- ① 7月及び8月を除く月の火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）
- ③ 指定管理者は、必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料施設の利用期間若しくは利用時間を変更し、又は休園日を変更することができる。

## (3) 利用の申込み

本施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用承認申請書を、あらかじめ指定管理者に提出する。

## (4) 利用の承認

本施設の利用を承認するときは、利用承認書を申請者に交付する。

## (5) 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、本施設の利用を承認しない。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- ② 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めたとき。
- ③ 上記のほか、施設の管理上支障があると認めたとき。

## (6) 利用承認の取消

次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用を停止する。

- ① 利用者が栃木市出流ふれあいの森条例（又は栃木市出流ふれあいの森条例施行規則）の規定に違反したとき。
- ② 利用者が利用目的以外に利用したとき。
- ③ 利用者が虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- ④ 上記のほか、指定管理者が必要と認めたとき。

# 3 利用料金

## (1) 利用料金

### ① 体験交流センター

（単位：円）

| 施設名 | 区分           | 利用料金   |
|-----|--------------|--------|
| 研修室 | 午前9時から午後1時まで | 2,200円 |
|     | 午後1時から午後5時まで | 2,200円 |
|     | 午後5時から午後9時まで | 2,200円 |

### ② コテージ等

（単位：円）

| 施設 | 区分 | 利用料金 |
|----|----|------|
|----|----|------|

| 名        |               |                   |                                 |          |
|----------|---------------|-------------------|---------------------------------|----------|
| コテージ     | 大型<br>(12 人用) | 宿泊                | 午後 3 時から<br>翌日午前 10 時まで         | 26,400 円 |
|          |               | 休憩                | 午前 10 時 30 分から<br>午後 2 時 30 分まで | 6,600 円  |
|          | 小型<br>(6 人用)  | 宿泊                | 午後 3 時から<br>翌日午前 10 時まで         | 13,200 円 |
|          |               | 休憩                | 午前 10 時 30 分から<br>午後 2 時 30 分まで | 3,300 円  |
| キャンプ施設   | オートキャンプ施設     | テント貸出<br>(1 区画)   | 午前 10 時から<br>翌日午前 10 時まで        | 3,660 円  |
|          |               | テント持込<br>(1 区画)   |                                 | 2,610 円  |
|          | 一般キャンプ施設      | テント貸出<br>(1 張)    |                                 | 2,200 円  |
|          |               | テント持込<br>(1 張)    |                                 | 1,100 円  |
| バーベキュー施設 | 1 炉           | 午前 10 時から午後 4 時まで |                                 | 1,100 円  |

備考 2 泊以上する場合のコテージの利用料金は、休憩の利用料金を含まない。

## (2) 利用料金の減免

- ① 市内の小学校及び中学校が教育計画に基づいて利用するとき 全額
- ② 市外の小学校及び中学校が教育計画に基づいて利用するとき 1/2 の額
- ③ 公益上必要と認めたとき 1/2 以上の額で指定管理者が定めた額

## 4 利用実績

### (1) 利用人数

過去 5 年間の施設利用状況一覧表については、資料 2 参照

## 5 施設の管理

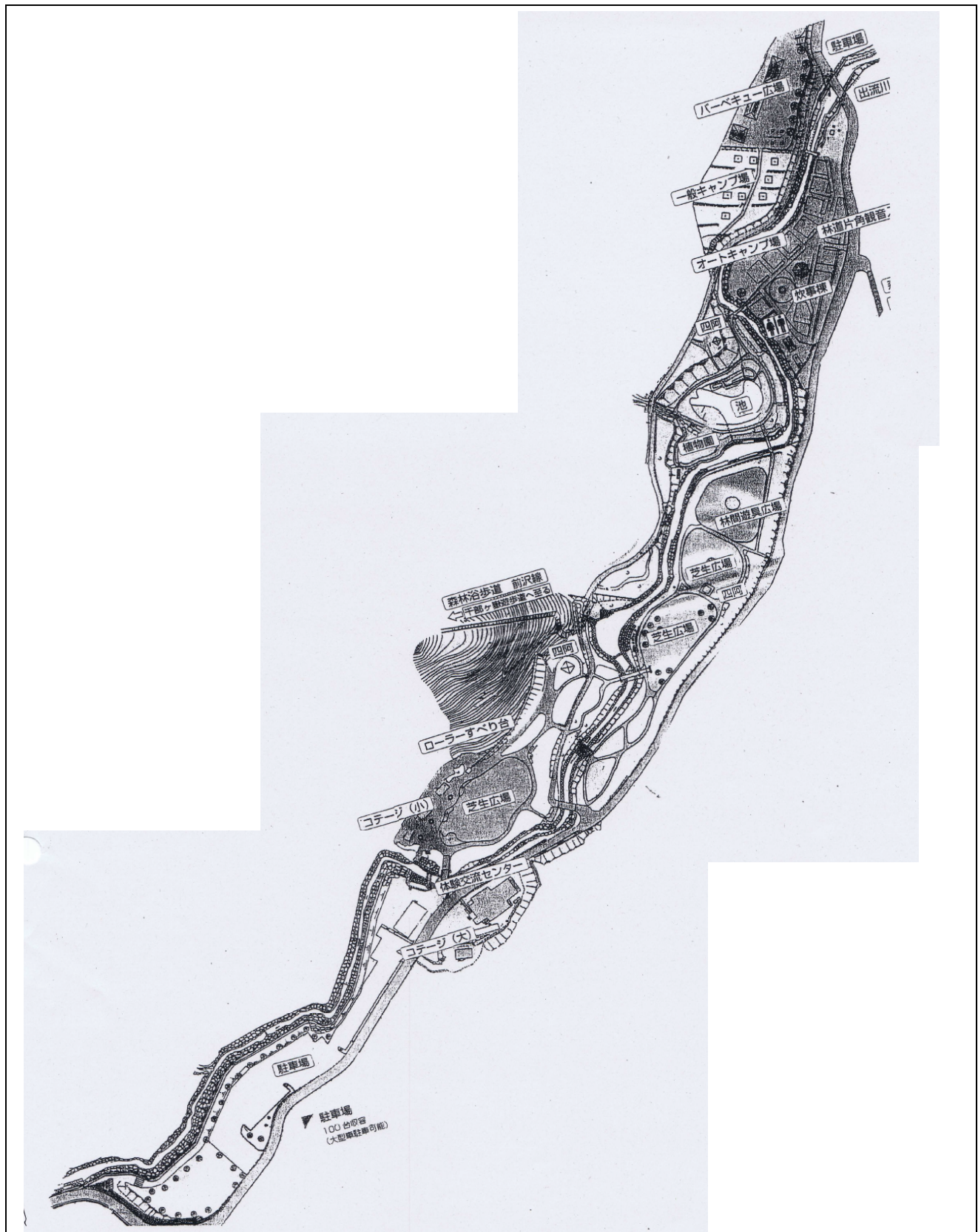
### (1) 業務の委託

仕様書 5 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務のとおり  
過去 3 年間の施設管理業務委託実績一覧については、資料 3 参照

### (2) 施設設備等修繕

仕様書 7 役割分担のとおり  
過去 3 年間の施設設備等修繕実績については、資料 4 参照

施設平面図



## 資料 2

## 過去 5 年間の施設利用状況一覧表

(単位：人)

| 年度 | 入園者数    | キャンプ場 |        | BBQ 場 | スベリ台 | コテージ |     |
|----|---------|-------|--------|-------|------|------|-----|
|    |         | 一般    | オート    |       |      | 大    | 小   |
| R3 | 13, 325 | 441   | 796    | 476   | 239  | 83   | 102 |
| R4 | 13, 550 | 632   | 1, 260 | 749   | 401  | 114  | 163 |
| R5 | 13, 225 | 562   | 1, 021 | 699   | 346  | 246  | 394 |
| R6 | 12, 119 | 527   | 798    | 909   | 152  | 197  | 263 |
| R7 | 12, 335 | 352   | 590    | 857   | 88   | 206  | 280 |

## 資料 3

## 過去 3 年間の施設管理業務委託実績一覧

(単位：円)

| 業務委託名      | 令和 5 年度  | 令和 6 年度  | 令和 7 年度  |
|------------|----------|----------|----------|
| 機械警備       | 594, 000 | 594, 000 | 594, 000 |
| 消防用設備保守点検  | 45, 100  | 45, 100  | 45, 100  |
| 浄化槽保守点検    | 328, 900 | 331, 540 | 328, 900 |
| 浄化槽清掃      | 763, 048 | 763, 048 | 763, 048 |
| 林間遊具施設保守点検 | 363, 000 | 363, 000 | 363, 000 |
| 事業用廃棄物処理   | 117, 601 | 136, 967 | 120, 675 |
| 緑地管理       | 184, 800 | 0        | 0        |

## 過去 3 年間の施設設備等修繕実績

| 大区分   | 小 区 分               |
|-------|---------------------|
| 管理棟   | ウッドデッキ修繕            |
|       | 雨樋修繕                |
|       | 外部照明設置              |
|       | ポンプ電源修理             |
|       | 水栓修繕                |
|       | トイレ水漏れ修繕            |
|       | 食堂電球取替              |
|       | 消火器交換               |
|       | ヒューズ切断調査            |
|       | 浄化槽殺虫剤散布            |
|       | 照明器具取替              |
|       | 管理棟及び小コテージ修繕        |
|       | 食器洗浄機修繕             |
|       | 消防設備改修工事            |
|       | 製氷機修繕               |
|       |                     |
| コテージ  | コテージ修繕              |
|       | 建具（鍵取替）             |
|       | コテージ修繕（手前）          |
|       | 大コテージ修繕（手すり）        |
|       | コテージ修繕（襖、カーテン、網戸設置） |
|       |                     |
| 林間遊具  | 滑り台ローラー交換           |
|       | ローラー滑り台修繕           |
|       |                     |
| キャンプ場 | キャンプ場排水枡つまり補修、厨房修繕  |
|       |                     |
| その他   | 草刈機修理               |
|       | その他修繕               |
|       | 軽トラックリアランプ取替        |
|       | 蕎麦打ち室空調機取替          |

参考収支計画書（年度）

1 指定管理業務の収支見込

（収入）

（単位：円）

| 項目区分         | 積算金額      | 内 容                 |
|--------------|-----------|---------------------|
| ① 利用料金（税込）   | 2,652,000 | コテージ、キャンプ場、バーベキュー場等 |
| ② その他の収入（税込） | 965,000   | 寝具、清掃料              |
| 計            | 3,617,000 |                     |

（支出）

| 項目区分     | 積算金額       | 内 容                                                                                                                                                      |
|----------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 人件費等   | 8,180,000  |                                                                                                                                                          |
| 給与等      | 8,180,000  | 統括責任者、パート従業員、宿直                                                                                                                                          |
| ② 事務経費   | 5,328,000  |                                                                                                                                                          |
| 消耗品費     | 240,000    | 清掃、トイレ用品、事務用品等                                                                                                                                           |
| 燃料費      | 170,000    | 自動車ガソリン代、灯油                                                                                                                                              |
| 印刷製本費    | 50,000     |                                                                                                                                                          |
| 光熱水費     | 1,500,000  | 電気、ガス 1,000,000円<br>水道 500,000円                                                                                                                          |
| 維持補修費    | 250,000    | 施設・遊具等修繕費                                                                                                                                                |
| 通信運搬費    | 110,000    | 事務所電話料                                                                                                                                                   |
| 委託料      | 2,428,000  | 機械警備委託料 594,000円<br>消防用設備保守点検委託料 46,000円<br>浄化槽保守点検委託料 346,000円<br>浄化槽清掃委託料 764,000円<br>林間遊具施設保守点検委託料 363,000円<br>事業用廃棄物処理委託料 133,000円<br>緑地管理料 182,000円 |
| 賃借料及び賃貸料 | 470,000    | ケーブルテレビ受信料 90,000円<br>寝具リース等 380,000円                                                                                                                    |
| 保険料      | 110,000    | 施設保険料                                                                                                                                                    |
| 計        | 13,508,000 |                                                                                                                                                          |

（収支）

|      |            |
|------|------------|
| 収入合計 | 3,617,000  |
| 支出合計 | 13,508,000 |
| 差 引  | 9,891,000  |

単年ベース 1,307,000円増

提案額〔指定管理料見積額〕

（指定管理業務差引額 5事業年度合計）

|            |
|------------|
| 49,455,000 |
|------------|

（R5～R8 合計25,752,000円 単年8,584,000円）

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分   | 積算金額      | 内 容  |
|--------|-----------|------|
| ① 売店収入 | 0         |      |
| ② 事業収入 | 4,700,000 | 食堂収入 |
| 計      | 4,700,000 |      |

(支出)

| 項目区分     | 積算金額      | 内 容                                                            |
|----------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| ① 売店運営経費 |           |                                                                |
| ② 事業経費   | 4,500,000 | 人件費 2,700,000<br>材料費 1,300,000<br>光熱水費 350,000<br>消耗品等 150,000 |
| 計        | 4,500,000 |                                                                |

(収支)

|      |           |
|------|-----------|
| 収入合計 | 4,700,000 |
| 支出合計 | 4,500,000 |
| 差 引  | 200,000   |

## 仕 様 書

本仕様書は、栃木市出流ふれあいの森（以下、「本施設」という。）の適切な管理のために必要となる業務の管理基準等について定めるものです。

### 1 施設の概要

#### (1) 所在地

栃木市出流町 417 番地

#### (2) 施設概要

- ① 敷地面積 34,906.2 m<sup>2</sup>
- ② 建物延床面積 896.42 m<sup>2</sup>
- ③ 建物構造 体験交流センター（管理棟） 木造平屋建ほか 11 棟
- ④ 整備費総額 951,951 千円
- ⑤ 開館年月 昭和 62 年 7 月
- ⑥ 主要施設
  - ア 体験交流センター（管理棟） 木造平屋建 1 棟 367.65 m<sup>2</sup>  
内容
    - 集会場兼食堂 50 人収容 99.37 m<sup>2</sup>
    - 研修室 40 人収容 59.62 m<sup>2</sup>
    - 厨房 34.28 m<sup>2</sup>
    - 風呂（大 5～6 人用、小 2～3 人用）、受付、管理人室等
  - イ コテージ
    - 大型（12 人収容） 1 棟 67.06 m<sup>2</sup>/棟
    - 小型（6 人収容） 3 棟 25.66 m<sup>2</sup>/棟
  - ウ キャンプ施設
    - オートキャンプ施設（電源無） 14 区画
    - 一般キャンプ施設 10 箇所
  - エ バーベキュー施設
    - 屋根付（2 棟） 10 炉
  - オ 林間遊具施設
    - ローラー滑り台（75.5m）ブランコ付コンビネーション、ロープウェイ、丸太低鉄棒等
  - カ 旧管理棟
    - 木造平屋建 1 棟 191.29 m<sup>2</sup>

※ 施設平面図については、資料 1 参照

### 2 管理に関する基本的な考え方

- ① 施設利用の利便性及び平等性を確保すること。
- ② 利用者の意見を把握し、運営に反映させること。
- ③ 施設の設置目的に基づき、山村地域社会の安定と林業の振興に向けた取組みを行うこと。
- ④ 利用者の増加に向けて、効果的な広報活動を行うこと。
- ⑤ 地域住民及び関係団体との連携及び協働の事業を行うこと。
- ⑥ サービスの質を確保して、経費削減の取組みを行うこと。

- ⑦ 施設、設備を適切に維持管理すること。
- ⑧ 施設の適正管理に必要な運営体制及び職員配置を行うこと。
- ⑨ 関係法令の順守と利用者等の安全確保をすること。
- ⑩ 個人情報適切に保護、管理すること。

### 3 管理の基準

#### (1) 指定管理者への管理権限の付与

地方自治法（昭和22年法律第67号）、栃木市出流ふれあいの森設置条例（及び栃木市出流ふれあいの森条例施行規則の規定に基づき、指定管理者へ次の管理権限を付与します。

- ① 利用の承認（条例第7条）
- ② 利用承認の制限（条例第8条）
- ③ 利用承認の取消し（条例第13条）
- ④ 利用料金の収受（条例第20条）
- ⑤ 使用料の減免（施行規則第4条）

#### (2) 利用時間

| 施設名               | 利用日                | 利用時間                                           |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|
| 体験交流センター<br>（研修室） | 1月5日から<br>12月28日まで | 午前9時から午後9時まで                                   |
| コテージ              | 1月5日から<br>12月28日まで | 宿泊は、午後3時から翌日午前10時まで<br>休憩は、午前10時30分から午後2時30分まで |
| キャンプ施設            | 4月1日から<br>10月31日まで | 午前10時から翌日午前10時まで                               |
| バーベキュー施設          | 4月1日から<br>11月30日まで | 午前10時から午後4時まで                                  |

#### (3) 休園日

- ① 7月及び8月を除く月の火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、当該休日後の直近の休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）
- ③ 指定管理者は、必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料施設の利用期間若しくは利用時間を変更し、又は休園日を変更することができる。

#### (4) 利用の申込み

本施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用承認申請書を、あらかじめ指定管理者に提出する。

#### (5) 利用の承認

本施設の利用を承認するときは、利用承認書を申請者に交付するものとする。

#### (6) 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、本施設の利用を承認しないことができる。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- ② 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めたとき。
- ③ 上記のほか、施設の管理上支障があると認めたとき。

## (7) 利用承認の取消

次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用を停止する。

- ① 利用者が栃木市出流ふれあいの森条例（又は栃木市出流ふれあいの森条例施行規則）の規定に違反したとき。
- ② 利用者が利用目的以外に利用したとき。
- ③ 利用者が虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- ④ 上記のほか、指定管理者が必要と認めたとき。

## (8) 関係法令の順守

管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次の関係法令等を順守すること。

- ① 地方自治法
- ② 栃木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- ③ 栃木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ④ 栃木市出流ふれあいの森条例
- ⑤ 栃木市出流ふれあいの森条例施行規則
- ⑥ 栃木市情報公開条例
- ⑦ 個人情報保護に関する法律
- ⑧ 栃木市個人情報保護に関する法律施行条例
- ⑨ 栃木市行政手続き条例
- ⑩ 栃木市暴力団等排除条例
- ⑪ 消防法
- ⑫ 食品衛生法
- ⑬ 労働基準法
- ⑭ 最低賃金法
- ⑮ 労働者派遣法
- ⑯ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑰ 電気事業法
- ⑱ 水道法
- ⑲ 水質汚濁防止法
- ⑳ 大気汚染防止法
- ㉑ 建築基準法
- ㉒ 都市計画法
- ㉓ 浄化槽法
- ㉔ 公衆浴場法
- ㉕ その他関係法令等

## 4 利用料金

### (1) 利用料金

- ① 体験交流センター (単位：円)

| 施設名 | 区分           | 利用料金    |
|-----|--------------|---------|
| 研修室 | 午前9時から午後1時まで | 2,200 円 |
|     | 午後1時から午後5時まで | 2,200 円 |
|     | 午後5時から午後9時まで | 2,200 円 |

- ② コテージ等 (単位：円)

| 施設名 | 区分 | 利用料金 |
|-----|----|------|
|-----|----|------|

|          |               |                   |                                 |          |
|----------|---------------|-------------------|---------------------------------|----------|
| コテージ     | 大型<br>(12 人用) | 宿泊                | 午後 3 時から<br>翌日午前 10 時まで         | 26,400 円 |
|          |               | 休憩                | 午前 10 時 30 分から<br>午後 2 時 30 分まで | 6,600 円  |
|          | 小型<br>(6 人用)  | 宿泊                | 午後 3 時から<br>翌日午前 10 時まで         | 13,200 円 |
|          |               | 休憩                | 午前 10 時 30 分から<br>午後 2 時 30 分まで | 3,300 円  |
| キャンプ施設   | オートキャンプ施設     | テント貸出<br>(1 区画)   | 午前 10 時から<br>翌日午前 10 時まで        | 3,660 円  |
|          |               | テント持込<br>(1 区画)   |                                 | 2,610 円  |
|          | 一般キャンプ施設      | テント貸出<br>(1 張)    |                                 | 2,200 円  |
|          |               | テント持込<br>(1 張)    |                                 | 1,100 円  |
| バーベキュー施設 | 1 炉           | 午前 10 時から午後 4 時まで |                                 | 1,100 円  |

備考 2 泊以上する場合のコテージの利用料金は、休憩の利用料金を含まない。

## (2) 利用料金の減免

- ① 市内の小学校及び中学校が教育計画に基づいて利用するとき 全額
- ② 市外の小学校及び中学校が教育計画に基づいて利用すると 1/2 の額
- ③ 公益上必要と認めたとき 1/2 以上の額で指定管理者が定めた額

## 5 業務の範囲

次の業務について適切に実施すること。

なお、業務全体を他のものに包括的に委託してはならない。

### (1) 施設の利用に関する業務

- ① 施設の利用許可申請受付、許可事務、利用料金の徴収業務
  - ア 有料施設の利用については、栃木市出流ふれあいの森体験交流センター（管理棟）受付窓口において、利用許可申請を受理するとともに、利用許可申請書を審査すること。また、利用承認が妥当な場合は、利用許可書を交付し、利用料金を徴収すること。
  - イ 申請は、有料施設を利用する日の属する月の 4 か月前の初日から受け付けるものとするが、運用上、電話等で事前に施設利用の予約を受けた場合には、利用当日までに利用許可申請書を受理すること。
  - ウ 利用料金減免申請書を受理した場合、減免基準を満たしているかどうか内容を審査の上、減免決定通知書を交付すること。
- ② 貸出施設の準備・カギの受け渡し、利用後の検査・確認業務
 

栃木市出流ふれあいの森のコテージの利用において、カギの受け渡しを行い、利用後、室内の備品が定位置に設置・収納されているかを確認すること。
- ③ 敷地内の巡視及び施設利用者の誘導・指導業務

敷地内を定期的に巡視し、利用者の安全確保に努めるとともに、施設利用者に対して適切な誘導及び指導を行うこと。

**(2) 施設の設置目的を達成する業務**

① 施設の設置目的に基づいた業務

ア 施設の設置目的に基づき、施設の効用を発揮する取組みを行うこと。

イ 林業の振興や、山村の活性化、森林に対する理解促進を図るためのイベント等の開催や、施設内外での広報活動等、施設の利用促進につながる取組みを行うこと。

ウ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業等、施設利用者や地域住民の満足度を高める取組みを行うこと。

② 自主事業の実施

施設活性化のため、指定管理者の創意工夫による独自の自主事業を行うこと。

**(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務**

① 建物内・敷地内の清掃業務

ア 日常清掃業務

建物内及び敷地内を清潔に保つため、トイレ、床清掃等の日常清掃を行うこと。

イ 施設利用時における清掃業務

体験交流センター研修室及びコテージ、キャンプ施設、バーベキュー施設等における利用前後の清掃を行うこと。

② ごみの収集・運搬処理業務

施設で発生する可燃物・不燃物及び資源物のごみは、事業系ごみとして専門の業者により収集・運搬処理を行うこと。

③ 体験交流センター内の機械保安警備業務

開園時間以外のスタッフ不在時の警備システム等による機械保安警備又は警備員の常駐警備を行うこと。

④ 体験交流センター内の消防用設備保守点検業務

体験交流センター（管理棟）内に設置してある消火器、誘導等設備、自動火災報知設備の保守点検を行うこと。（年2回）

⑤ 排水施設清掃業務

敷地内の排水施設（グリストラップ3基、水中ポンプ4台）の清掃を行うこと。（年1回）

⑥ 浄化槽保守点検業務

施設内にある8箇所の浄化槽の保守点検を定期的に行うこと。（年4回 …… 2箇所、年6回 …… 5箇所、年8回 …… 1箇所）

⑦ 浄化槽清掃業務

施設内にある8箇所の浄化槽の清掃を行うこと。（年1回）

⑧ 林間遊具施設保守点検業務

施設内に設置してあるローラー滑り台、ブランコ付コンビネーション、ロープウェイ及び丸太低鉄棒の保守点検を行うこと。（ローラー滑り台のみ年4回、他は年2回）

⑨ 公園内における緑地管理業務

公園内における緑地管理業務として、以下の業務を行うこと。

ア 芝刈り …… 駐車場、小コテージ前及び中央広場（2箇所）の芝生

- イ 低木刈込み …… 駐車場、小コテージ前、管理用道路沿い、河川沿い及びキャンプ施設の低木
- ウ 除草（機械） …… 管理用道路沿い、芝生広場周辺、河川沿い、キャンプ施設及びバーベキュー施設周辺
- エ 除草（人力） …… 河川内の護岸、体験交流センター、旧管理棟、コテージ、四阿、ローラー滑り台等の施設周辺、駐車場植栽帯及び水生植物園周辺
- オ 高木・中木害虫駆除 …… 体験交流センターから水生植物園までの河川沿いの高木、中木

⑩ 栃木市出流ふれあいの森周辺遊歩道の緑地管理業務

出流ふれあいの森の管理運営に支障が生じる恐れがある場合は、公園周辺及び森林浴歩道の緑地管理（草刈り）を実施すること。

**(4) その他の管理業務**

① 施設の総務・経理業務

円滑な運営を行うとともに、適正な経理処理を行うこと。

② 事務経費の執行

施設の管理運営上、必要な消耗品の購入や、印刷製本、委託業務に伴う経費を支払うとともに、通信運搬費、電気・ガス代、賃借料等の支払いを行うこと。

③ 施設・設備の軽微な修繕業務

施設・設備の軽微な修繕を行うこと。

なお、修繕料及び維持補修費において、市と指定管理者は基本協定書の中で清算にかかる詳細を決定し、計画額と実行額に差額が生じた場合は、指定管理者は市にその差額を返金すること。

④ 事業計画書及び収支予算書の作成業務

毎年度、次年度の事業計画書及び収支計画書等を、市が定める日までに作成し、市に提出すること。

⑤ 事業報告書等の作成業務

月報及び年報形式で、所定の報告書により市へ利用状況を報告すること。

次の事項を記載した事業報告書を作成し、市へ提出すること。

ア 業務の実施状況

イ 利用状況

ウ 利用料金の収入状況

エ 経費の収支状況

オ 自主事業の収支状況

⑥ 災害が発生した場合の業務

災害が発生した場合を想定し、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路確保等に配慮した体制を整えること。

⑦ 新型インフルエンザ等感染症発生時の業務

新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合を想定し、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

⑧ 事故等発生時における体制の整備

事故等による怪我人や急病人が発生した場合を想定し、速やかに対応できる体制を整えること。特に、AEDについては、研修会に参加するほか機器の

点検(バッテリー等)を実施し、職員が常時対応できるようにしておくこと。

⑨ 情報の管理業務

指定管理者が管理業務を通して取得した情報については、適切に管理すること。特に、個人情報については、保護の観点から取扱基準を定めるなど、必要な措置を講じること。

⑩ 指定期間終了に当たっての引継ぎ業務

新たな指定管理者が指定された場合は、円滑に引継ぎを行うこと。

⑪ その他施設を管理する上で必要な管理業務

その他市長が必要と認める業務があるときは、その業務を実施すること。

(5) 緊急時の対応

① 事故、災害が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を迅速かつ的確に講じると共に関係機関への連絡を取り、対処すること。

② 重大な事故については、直ちに関係機関に連絡し、その指示に従うと共に書面においても報告すること。

③ インフルエンザ等の伝染病が発生した場合は、市と協議の上、施設の閉鎖、利用制限等を行うこと。

④ 急病人や怪我人等が発生した場合は速やかに対応するとともに、後日、市へ状況を報告すること。

6 災害時の避難場所としての対応について

栃木市出流ふれあいの森は、災害時の指定緊急避難場所に指定されていることから、災害時等には避難所開設や被災者救援（以下「避難所開設等」という）のために利用されることがある。そのため、以下の点に留意し、適切な対応を行うこと。

① 避難所の開設運営は市が行う。

② 指定管理者は、市の協力要請に基づき、避難所開設等に必要な協力をする。

③ 指定管理者は、災害時等に緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放し、市に協力をする。

7 役割分担

栃木市と指定管理者との役割分担は、原則として次のとおりとします。

ただし、定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と市が協議のうえ、役割分担を決めるものとします。

| 項                        | 目                         | 栃木市    | 指定管理者       |
|--------------------------|---------------------------|--------|-------------|
| 施設<br>(施設に附属している設備等を含む。) | 1件当たりの修繕(老朽化等)            | 10万円以上 | 10万円未満      |
|                          | 改築、増築、改造等                 | ○      |             |
|                          | 管理上の瑕疵による施修繕              |        | ○           |
|                          | 不明の第三者に起因する修繕             | 10万円以上 | 10万円未満      |
|                          | 事故、災害等による修繕               | 協議による  |             |
|                          | 火災保険の加入                   | ○      |             |
| 備品                       | 1件当たりの修理(経年劣化等)           | 10万円以上 | 10万円未満      |
|                          | 管理上の瑕疵による修繕               |        | ○           |
|                          | 不明の第三者に起因する修繕             | 10万円以上 | 10万円未満      |
|                          | 更新・新規購入(市の方針によるもの)        | ○      |             |
|                          | 更新・新規購入(指定管理者の管理運営上必要なもの) |        | ○<br>市の認可必要 |
| 不可抗力                     | 豪雨、洪水、地震、火災、暴動等、市又は指定管理   | ○      |             |

|             |                                                                            |       |   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|-------|---|
|             | 者のいずれの責めにも帰することのできない自然的、人為的な現象による施設、設備等の修復による経費の増加                         |       |   |
|             | 豪雨、洪水、地震、火災、暴動等、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的、人為的な現象による施設、設備等の修復による事業履行不能 | 協議による |   |
| 利用者         | 施設利用者に係る保険の加入                                                              |       | ○ |
| 金利及び物価      | 金利及び物価の変動による経費の増加への対応                                                      |       | ○ |
| 法令          | 施設の管理運営に影響する法令変更に伴う経費の増加への対応その他の対応                                         | ○     |   |
|             | 指定管理者に影響する法令変更に伴う経費の増加への対応その他の対応                                           |       | ○ |
| 税制          | 施設の管理運営に影響する税制変更に伴う経費の増加への対応その他の対応                                         | ○     |   |
|             | 指定管理者に影響する税制変更に伴う経費の増加への対応その他の対応                                           |       | ○ |
| 苦情等         | 地域との協調、施設管理・管理運営業務に対する周辺住民、住民又は利用者の苦情への対応                                  |       | ○ |
|             | 地域との協調、施設管理・管理運営業務に係る以外の周辺住民、住民又は利用者の苦情への対応                                | ○     |   |
|             | 不服申立てに対する決定                                                                | ○     |   |
| 需要変動        | 当初の需要見込みと異なる状況による利用者減                                                      |       | ○ |
| 賠償責任        | 業務における公害、生活環境の阻害等による賠償                                                     |       | ○ |
|             | 管理上の瑕疵 <sup>かし</sup> による事故及びこれに伴う利用者への損害                                   |       | ○ |
|             | 施設又は機器の不備による臨時休館等に伴う損害                                                     | 協議による |   |
| 災害時対応       | 待機連絡体制確保、被害調査、報告及び応急措置                                                     |       | ○ |
| 警備          | 警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等                                                         |       | ○ |
| 資料、展示品等への損傷 | 指定管理者としての義務を怠ったことに起因する場合                                                   |       | ○ |
|             | 上記以外の理由による場合                                                               | ○     |   |
| 臨時休館による損失   | 管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う損失                                                        |       | ○ |
|             | 大規模地震に係る災害発生時に避難所として利用し、臨時休館した場合の損失<br>※損失補償の対象及び範囲は、協議による                 | ○     |   |
| その他         | 行政財産の目的外使用許可                                                               | ○     |   |
| 事業終了に伴う費用   | 指定期間が終了した場合又は期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収                                   |       | ○ |

## 8 総括責任者及び業務従事者の配置

利用者に対して適切なサービスを行うとともに、常に安全管理に努めるため、本施設の業務に従事する者として、次に掲げる者を置くこと。

### (1) 総括責任者（施設長等）

施設を総括する者として、次のすべての要件を満たす総括責任者を置くこと。

- ① 人格が高潔であること。
- ② 経営能力を有すること。
- ③ 施設全体を把握し、安全管理ができること。
- ④ 常勤とすること。
- (2) **総括責任者の（施設長）の代理者**  
総括責任者の（施設長）の代理をあらかじめ定めておくこと。
- (3) **業務従事者（最低常時１人配置）**  
施設を円滑に管理運営するため、次のすべての要件を満たす業務従事者を置くこと。
  - ① 年齢満１８歳以上であること。
  - ② 健康で円滑に業務を遂行する能力を有すること。
  - ③ 協調性に富み、接客渉外活動を円滑に行うことができること。
- (4) **日常的な機械・電気の操作・管理の能力がある職員（資格の有無は問わない。）を常時１人配置すること。**
- (5) **必要な有資格者を適正に配置すること。**
  - ※ 総括責任者は、業務従事者を兼ねることができる。
  - ※ 消防法第８条第１項による防火管理者を定めること。（総括責任者、業務従事者が兼ねることができる。）
  - ※ 防火管理者は、消防計画書を作成し火災等の緊急時に備え消防訓練等を実施すること。

## 9 備品等の取り扱い

- (1) **貸与備品**  
別紙のとおり
- (2) **備品の購入等**  
備品の更新及び新たに購入を要するものについては、原則として指定管理者が調達し、購入にあたっては事前に市に協議すること。また、指定管理者が調達した備品の帰属先についても、別途協議のうえ決定すること。

## 10 協議、意見交換の実施等

- (1) **意見交換の実施**  
施設管理の向上を図るため、指定管理者は毎月定期的に市と意見交換を行うこと。
- (2) **意見箱の設置**  
指定管理者は、利用者のニーズを把握しサービスの維持向上を図るため、利用者が意見を述べる「意見箱」を設置すること。その場合、指定管理者は、投函された意見を毎日処理するとともに、市に報告すること。
- (3) **疑義事項の協議**  
この仕様書に定めのない事項並びに業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し決定すること。

## 11 その他特記事項

- (1) **地元在住者の雇用について**  
栃木市出流ふれあいの森は、山村地域社会の安定を図ることを目的として設置

されており、出流地域との強固な結びつきが不可欠である。そこで、業務従事者として地元在住者を雇用し、地元地域との連携強化に努めること。

**(2) 自動販売機の取り扱いについて**

市有施設の自動販売機については、市が入札等によって設置事業者を決定し、市有財産の貸付により設置するため、指定管理者は設置しないこと。

ただし、食品類、紙コップ式飲料は設置可能とする。その場合は自主事業に収支を計上すること。

**(3) ネーミングライツ事業について**

ネーミングライツ事業により、施設愛称を募集し、命名を行うことがある。

ネーミングライツ事業の契約期間中は、ホームページ、パンフレット、電話等において、ネーミングライツによる愛称を使用すること。

また、市と協議の上、施設においてネーミングライツ事業者のポスターの掲出や販売促進活動等を行う場合があるので協力すること。

**(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について**

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、施設使用料等に関する適格請求書（インボイス）の交付や交付したインボイスの保存等の事務に対応すること。インボイス制度に関する詳細な内容を知りたい場合は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

**(5) 公共施設案内・予約システム※の活用について**

利用者の利便性向上のため、会議室等の貸館業務において、本システムを導入していることから、積極的に活用すること。

また、多様な支払手段のニーズに対応するため、本システムに搭載しているオンラインキャッシュレス決済機能を可能な限り活用すること。

なお、オンラインキャッシュレス決済により支払われた利用料金については、決済業者を経由するため、入金までに1か月程度の時間を要する。

さらに、決済手数料（利用料金に対し一定の割合で発生する費用）や指定管理者への入金方法については、決済業者との契約内容により対応が異なる。

よって、本システムのオンラインキャッシュレス決済機能を活用する場合の利用料金の取扱いについては、導入時に別途調整するものとし、提案額の積算には含めないこと。

※公共施設予約・案内システム・・・パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、各施設の「空き状況の照会」や「仮予約」を行うことができるシステム。なお、令和5年度からオンラインキャッシュレス決済機能を実装している。

## 備 品 調 書

施 設 名 栃木市出流ふれあいの森

| 品 名          | 数 量  | 備 考        |
|--------------|------|------------|
| テーブル         | 1 8脚 | 研修室        |
| いす（スチール製）    | 6 8脚 | 〃          |
| いす（木製）       | 2 0脚 | 〃          |
| ホワイトボード      | 1 台  | 〃          |
| 畳            | 3 0枚 | 〃          |
| テレビ          | 1 台  | 〃          |
| ビデオデッキ       | 1 台  | 〃          |
| テーブル（8人用）    | 1 脚  | 食 堂        |
| テーブル（4人用）    | 5 脚  | 〃          |
| 長いす（2人用）     | 4 脚  | 〃          |
| いす（背もたれ有）    | 8 脚  | 〃          |
| いす（背もたれ無）    | 1 2脚 | 〃          |
| 座卓           | 4 脚  | 〃          |
| いす用座布団       | 1 6枚 | 〃          |
| いす用長座布団（2人用） | 4 枚  | 〃          |
| 座敷用座布団       | 2 0枚 | 〃          |
| ストーブ（大型）     | 2 台  | 〃          |
| エアコン         | 1 基  | 大型コテージ（1棟） |
| 長テーブル        | 1 脚  | 〃          |
| 冷蔵庫（大型）      | 1 台  | 〃          |
| ポット          | 1 台  | 〃          |
| ストーブ（大型）     | 1 台  | 〃          |
| 座布団          | 1 3枚 | 〃          |
| エアコン         | 3 基  | 小型コテージ（3棟） |
| テーブル         | 3 脚  | 〃          |
| 冷蔵庫（小型）      | 3 台  | 〃          |
| ポット          | 3 台  | 〃          |
| ファンヒーター      | 3 台  | 〃          |
| 座布団          | 2 4枚 | 〃          |
| ファンヒーター      | 1 台  | 事務室        |
| 掃除機          | 3 台  | 体験交流センター   |
| いす（背もたれ有）    | 1 0脚 | 旧管理棟       |
| キャンプ用テント     | 3 組  | 〃          |

## 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

(宛先) 栃木市長

次の施設の指定管理者として指定を受けたいので、栃木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により申請します。

|     |                          |  |
|-----|--------------------------|--|
| 申請者 | 所在地<br>名称<br>代表者<br>電話番号 |  |
| 施設名 |                          |  |

## 添付書類

- 1 法人等の組織及び財務の概要を記載した書類〔団体の概要書（様式第 2 号）〕
- 2 申請の資格を有していることを証する書類
  - ア 法人等の履歴事項全部証明書（申請日前 3 月以内に交付されたもの）  
ただし、権利能力なき社団の場合は、役員名簿、代表者の身分証明書、その他団体の存在を明らかにできるものとする。
  - イ 定款、若しくは寄附行為  
ただし、権利能力なき社団の場合は、定款に類するもの（団体の規約等）とする。
  - ウ 国税の納税証明書（その 3 の 3）及び栃木県税・栃木市税に未納がないことの証明書  
ただし、権利能力なき社団の場合は、その代表者の分とする。
  - エ 直近事業年度分の法人税確定申告書（税務署受付印のあるもの）の写し又は電子申請等証明書及び添付書類一式の写し  
ただし、法人税確定申告をしていない団体等については、貸借対照表、収支計算書、財産目録、預貯金・借入金の残高証明書など財務状況が分かるものとする。
- 3 事業計画書（様式第 3 号）
- 4 収支計画書（様式第 4 号）
- 5 その他市長が必要と認める書類
  - ア 管理運営体制計画書（様式第 5 号）
- 6 共同事業体として申請する場合
  - ア 共同事業体協定書兼委任状（様式第 6 号）
  - イ 共同事業体構成団体連絡先一覧（様式第 7 号）

## 連絡先

|            |  |
|------------|--|
| 名 称        |  |
| 所 在 地      |  |
| 担当者部署・職・氏名 |  |
| 電話・FAX     |  |
| E-mail     |  |

様式第2号

団 体 の 概 要 書

| 項 目   | 内 容    |
|-------|--------|
| 所 在 地 | 〒      |
| 名 称   |        |
| 代 表 者 |        |
| 役員氏名等 | 下記のとおり |

| 役職名 | ふりがな<br>氏 名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
|-----|-------------|------|----|-----|
| 代表者 |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |
|     |             |      |    |     |

※ 適宜行を増やしてください。

|                 |       |       |     |
|-----------------|-------|-------|-----|
| 設立年月日           |       | 年 月 日 |     |
| 資本金（千円）         |       |       |     |
| 従業員数            | 従業員総数 |       |     |
|                 | 有資格者等 | 資格の種類 | 人 数 |
|                 |       |       | 人   |
|                 |       |       | 人   |
|                 |       |       | 人   |
|                 |       |       | 人   |
| 業務内容・資格         |       |       |     |
| 類似施設の運営実績       |       |       |     |
| 概要特記<br>（ISO 等） |       |       |     |

※ 詳細な資料があれば添付すること。

|                                           | 決算年次   | 年度 | 年度 | 年度 |
|-------------------------------------------|--------|----|----|----|
| 財務状況<br>（過去3年間<br>について、<br>記入してく<br>ださい。） | 資産総額   |    |    |    |
|                                           | 売 上 高  |    |    |    |
|                                           | 経常利益   |    |    |    |
|                                           | 当期利益   |    |    |    |
|                                           | 経常収支比率 |    |    |    |
|                                           | 経常収益   |    |    |    |
|                                           | 経常費用   |    |    |    |

※ 経常収支比率＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100

(1) 平等利用の確保とサービス向上の取組み

(2) 施設の効用を最大限に発揮する取組み

(3) 施設経費の削減の取組み

(4) 施設の管理を安定して行うための取組み

(5) 施設の安全対策、危機管理体制の取組み

※1 仕様書の「3 管理の基準」「4 利用料金」「5 業務の範囲」についてどのように行うのか具体的に記載してください。

2 本要項「第6 提案を求める内容」については、指定期間である5年間を通し、市民サービスの向上や利用促進の対策等を盛り込み、具体的な提案内容を記載してください。

3 任意様式で作成したものを添付しても可。ページ（枚数）の制限は特に設けていません。

様式4号

収 支 計 画 書 （第 1 事業年度）

1 指定管理業務の収支見込

（収入）

（単位：円）

| 項目区分     | 積算金額 | 内 容 |
|----------|------|-----|
| ① 利用料金   |      |     |
| ② 事業収入   |      |     |
| ③ その他の収入 |      |     |
| 計        | 0    |     |

（支出）

| 項目区分                   | 積算金額 | 内 容 |
|------------------------|------|-----|
| ① 人件費等                 | 0    |     |
| ・ 給料（諸手当込）             |      |     |
| ・ 法定福利費                |      |     |
| ② 事務経費                 | 0    |     |
| ・ 報償費                  |      |     |
| ・ 旅費                   |      |     |
| ・ 消耗品費                 |      |     |
| ・ 燃料費                  |      |     |
| ・ 印刷製本費                |      |     |
| ・ 光熱水費                 |      |     |
| ・ 修繕費                  |      |     |
| ・ 維持補修費                |      |     |
| ・ 医薬材料費                |      |     |
| ・ 通信運搬費                |      |     |
| ・ 手数料                  |      |     |
| ・ 保険料                  |      |     |
| ・ 委託料                  |      |     |
| ・ 使用料、賃借料              |      |     |
| ③ 事業経費                 | 0    |     |
| ・ 講座開催費                |      |     |
| ④ 一般管理費                | 0    |     |
| ・ 本社間接経費               |      |     |
| ⑤ 公租公課                 | 0    |     |
| ・ 自動車税                 |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（人件費相当）    |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（その他不課税取引） |      |     |
| ⑥ 提案額調整                |      |     |
| 計                      | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

提案額【指定管理料見積額】

(指定管理料差引額 5 事業年度合計)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(支出)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

(注意事項)

- ・ 参考収支計画書を参考にし、全ての項目について、積算の根拠を示すこと（任意様式可）
- ・ 提案内容で追記すべきことがあったら、適宜追加すること
- ・ 消費税は込みで計算すること

## 収 支 計 画 書 （第 2 事業年度）

## 1 指定管理業務の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分     | 積算金額 | 内 容 |
|----------|------|-----|
| ① 利用料金   |      |     |
| ② 事業収入   |      |     |
| ③ その他の収入 |      |     |
| 計        | 0    |     |

(支出)

| 項目区分                   | 積算金額 | 内 容 |
|------------------------|------|-----|
| ① 人件費等                 | 0    |     |
| ・ 給料（諸手当込）             |      |     |
| ・ 法定福利費                |      |     |
| ② 事務経費                 | 0    |     |
| ・ 報償費                  |      |     |
| ・ 旅費                   |      |     |
| ・ 消耗品費                 |      |     |
| ・ 燃料費                  |      |     |
| ・ 印刷製本費                |      |     |
| ・ 光熱水費                 |      |     |
| ・ 修繕費                  |      |     |
| ・ 維持補修費                |      |     |
| ・ 医薬材料費                |      |     |
| ・ 通信運搬費                |      |     |
| ・ 手数料                  |      |     |
| ・ 保険料                  |      |     |
| ・ 委託料                  |      |     |
| ・ 使用料、賃借料              |      |     |
| ③ 事業経費                 | 0    |     |
| ・ 講座開催費                |      |     |
| ④ 一般管理費                | 0    |     |
| ・ 本社間接経費               |      |     |
| ⑤ 公租公課                 | 0    |     |
| ・ 自動車税                 |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（人件費相当）    |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（その他不課税取引） |      |     |
| ⑥ 提案額調整                |      |     |
| 計                      | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

提案額【指定管理料見積額】

(指定管理料差引額 5 事業年度合計)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(支出)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

(注意事項)

- ・ 参考収支計画書を参考にし、全ての項目について、積算の根拠を示すこと（任意様式可）
- ・ 提案内容で追記すべきことがあったら、適宜追加すること
- ・ 消費税は込みで計算すること

## 収 支 計 画 書 （第 3 事業年度）

## 1 指定管理業務の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分     | 積算金額 | 内 容 |
|----------|------|-----|
| ① 利用料金   |      |     |
| ② 事業収入   |      |     |
| ③ その他の収入 |      |     |
| 計        | 0    |     |

(支出)

| 項目区分                   | 積算金額 | 内 容 |
|------------------------|------|-----|
| ① 人件費等                 | 0    |     |
| ・ 給料（諸手当込）             |      |     |
| ・ 法定福利費                |      |     |
| ② 事務経費                 | 0    |     |
| ・ 報償費                  |      |     |
| ・ 旅費                   |      |     |
| ・ 消耗品費                 |      |     |
| ・ 燃料費                  |      |     |
| ・ 印刷製本費                |      |     |
| ・ 光熱水費                 |      |     |
| ・ 修繕費                  |      |     |
| ・ 維持補修費                |      |     |
| ・ 医薬材料費                |      |     |
| ・ 通信運搬費                |      |     |
| ・ 手数料                  |      |     |
| ・ 保険料                  |      |     |
| ・ 委託料                  |      |     |
| ・ 使用料、賃借料              |      |     |
| ③ 事業経費                 | 0    |     |
| ・ 講座開催費                |      |     |
| ④ 一般管理費                | 0    |     |
| ・ 本社間接経費               |      |     |
| ⑤ 公租公課                 | 0    |     |
| ・ 自動車税                 |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（人件費相当）    |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（その他不課税取引） |      |     |
| ⑥ 提案額調整                |      |     |
| 計                      | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

提案額【指定管理料見積額】

(指定管理料差引額 5 事業年度合計)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(支出)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

(注意事項)

- ・ 参考収支計画書を参考にし、全ての項目について、積算の根拠を示すこと（任意様式可）
- ・ 提案内容で追記すべきことがあったら、適宜追加すること
- ・ 消費税は込みで計算すること

## 収 支 計 画 書 （第 4 事業年度）

## 1 指定管理業務の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分     | 積算金額 | 内 容 |
|----------|------|-----|
| ① 利用料金   |      |     |
| ② 事業収入   |      |     |
| ③ その他の収入 |      |     |
| 計        | 0    |     |

(支出)

| 項目区分                   | 積算金額 | 内 容 |
|------------------------|------|-----|
| ① 人件費等                 | 0    |     |
| ・ 給料（諸手当込）             |      |     |
| ・ 法定福利費                |      |     |
| ② 事務経費                 | 0    |     |
| ・ 報償費                  |      |     |
| ・ 旅費                   |      |     |
| ・ 消耗品費                 |      |     |
| ・ 燃料費                  |      |     |
| ・ 印刷製本費                |      |     |
| ・ 光熱水費                 |      |     |
| ・ 修繕費                  |      |     |
| ・ 維持補修費                |      |     |
| ・ 医薬材料費                |      |     |
| ・ 通信運搬費                |      |     |
| ・ 手数料                  |      |     |
| ・ 保険料                  |      |     |
| ・ 委託料                  |      |     |
| ・ 使用料、賃借料              |      |     |
| ③ 事業経費                 | 0    |     |
| ・ 講座開催費                |      |     |
| ④ 一般管理費                | 0    |     |
| ・ 本社間接経費               |      |     |
| ⑤ 公租公課                 | 0    |     |
| ・ 自動車税                 |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（人件費相当）    |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（その他不課税取引） |      |     |
| ⑥ 提案額調整                |      |     |
| 計                      | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

提案額【指定管理料見積額】

(指定管理料差引額 5 事業年度合計)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(支出)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

(注意事項)

- ・ 参考収支計画書を参考にし、全ての項目について、積算の根拠を示すこと（任意様式可）
- ・ 提案内容で追記すべきことがあったら、適宜追加すること
- ・ 消費税は込みで計算すること

様式4号

収 支 計 画 書 （第 5 事業年度）

1 指定管理業務の収支見込

（収入）

（単位：円）

| 項目区分     | 積算金額 | 内 容 |
|----------|------|-----|
| ① 利用料金   |      |     |
| ② 事業収入   |      |     |
| ③ その他の収入 |      |     |
| 計        | 0    |     |

（支出）

| 項目区分                   | 積算金額 | 内 容 |
|------------------------|------|-----|
| ① 人件費等                 | 0    |     |
| ・ 給料（諸手当込）             |      |     |
| ・ 法定福利費                |      |     |
| ② 事務経費                 | 0    |     |
| ・ 報償費                  |      |     |
| ・ 旅費                   |      |     |
| ・ 消耗品費                 |      |     |
| ・ 燃料費                  |      |     |
| ・ 印刷製本費                |      |     |
| ・ 光熱水費                 |      |     |
| ・ 修繕費                  |      |     |
| ・ 維持補修費                |      |     |
| ・ 医薬材料費                |      |     |
| ・ 通信運搬費                |      |     |
| ・ 手数料                  |      |     |
| ・ 保険料                  |      |     |
| ・ 委託料                  |      |     |
| ・ 使用料、賃借料              |      |     |
| ③ 事業経費                 | 0    |     |
| ・ 講座開催費                |      |     |
| ④ 一般管理費                | 0    |     |
| ・ 本社間接経費               |      |     |
| ⑤ 公租公課                 | 0    |     |
| ・ 自動車税                 |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（人件費相当）    |      |     |
| ・ 消費税負担分<br>（その他不課税取引） |      |     |
| ⑥ 提案額調整                |      |     |
| 計                      | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

提案額【指定管理料見積額】

(指定管理料差引額 5 事業年度合計)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2 自主事業の収支見込

(収入)

(単位：円)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(支出)

| 項目区分 | 積算金額 | 内 容 |
|------|------|-----|
|      |      |     |
|      |      |     |
|      |      |     |
| 計    | 0    |     |

(収支)

|      |   |
|------|---|
| 収入合計 | 0 |
| 支出合計 | 0 |
| 差引   | 0 |

(注意事項)

- ・ 参考収支計画書を参考にし、全ての項目について、積算の根拠を示すこと（任意様式可）
- ・ 提案内容で追記すべきことがあったら、適宜追加すること
- ・ 消費税は込みで計算すること

## 管理運営体制計画書

## (1) 業務従事者の資格、経歴等

| 区 分                                                                                                 | 正社員・嘱託・<br>アルバイトの別 | 氏 名 | 年齢 | 性別 | 資格・経歴等 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|----|----|--------|
| 総括責任者                                                                                               |                    |     |    |    |        |
| 業務従事者A                                                                                              |                    |     |    |    |        |
| 業務従事者B                                                                                              |                    |     |    |    |        |
|                                                                                                     |                    |     |    |    |        |
|                                                                                                     |                    |     |    |    |        |
| ※ 業務従事者全員を記入し、「業務従事者A」や「業務従事者B」等の表記により区別すること。<br>なお、業務従事者が決まっていない場合には、氏名欄は「未定」とし、想定される年齢や性別を記入すること。 |                    |     |    |    |        |

## (2) 業務従事者の配置計画

| 区 分                                                                                                                                             | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 総括責任者                                                                                                                                           |   |   |   |   |   |   |   |
| 業務従事者A                                                                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |
| 業務従事者B                                                                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                                                 |   |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                                                 |   |   |   |   |   |   |   |
| ※ 1 業務従事者全員を記入し、「業務従事者A」や「業務従事者B」等の表記により区別すること。<br>2 交代制の場合は、「早出（○時間勤務）」、「中間出（△時間勤務）」、「遅出（□時間勤務）」のように記入すること。<br>3 開館前の準備時間及び閉館後の後片付けの時間も考慮すること。 |   |   |   |   |   |   |   |

## (3) 業務の委託計画

| 区 分               | 委託業者                                  |
|-------------------|---------------------------------------|
| 自家用電気工作物保安全管理業務   |                                       |
| 浄化槽保守点検業務         |                                       |
| 浄化槽清掃作業業務         |                                       |
| 警備業務              |                                       |
| 消防用設備保守点検業務       |                                       |
| 遊具点検業務            |                                       |
| 清掃業務              |                                       |
| 芝除草剤散布業務          |                                       |
| 受電設備清掃業務          |                                       |
| 受水槽清掃業務           |                                       |
| 防火対象物点検業務         |                                       |
|                   |                                       |
| ※ 委託する業務のみ記入すること。 | ※ 委託業者が内定していれば業者名を、未定であれば「未定」と記入すること。 |

## 共 同 事 業 体 協 定 書 兼 委 任 状

栃木市長 あて

栃木市出流ふれあいの森の指定管理者に応募するため、募集要項に基づき共同事業体を結成し、栃木市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、指定管理者に指定された場合は、各構成団体は栃木市出流ふれあいの森の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴う当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

|                                  |                                                                                                                                                     |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共同事業体名                           |                                                                                                                                                     |
| 共同事業体<br>事務所所在地                  |                                                                                                                                                     |
| 共同事業体の<br>代表団体<br>(受任者)          | 所在地<br>名 称<br>代表者                                                                                                                                   |
| 共同事業体の<br>構成団体<br>(委任者)          | 所在地<br>名 称<br>代表者                                                                                                                                   |
|                                  | 所在地<br>名 称<br>代表者                                                                                                                                   |
| 共同事業体の<br>成立、解散の<br>時期及び委任<br>期間 | 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後 3 か月を経過する<br>日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、<br>直ちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、<br>事前に栃木市の承認がなければこれを行うことができないものとします。 |
| 委任事項                             | 1 指定管理者の指定の申請に関する件<br>2 協定締結に関する件<br>3 経費の請求受領に関する件<br>4 契約に関する件                                                                                    |
| その他                              | 1 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡いたしません。<br>2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議すること<br>とします。                                                                       |

注 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。また、共同事業体の  
構成団体の数が 3 団体を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

年 月 日

## 共同事業体構成団体連絡先一覧

〔共同事業体名〕

〔代表団体 担当者連絡先〕

|             |  |          |  |
|-------------|--|----------|--|
| 名 称         |  |          |  |
| 役 割         |  |          |  |
| 担当者 部署・職・氏名 |  |          |  |
| 電話番号        |  | F A X 番号 |  |
| E-mail      |  |          |  |

〔構成団体 担当者連絡先〕

|             |  |          |  |
|-------------|--|----------|--|
| 名 称         |  |          |  |
| 役 割         |  |          |  |
| 担当者 部署・職・氏名 |  |          |  |
| 電話番号        |  | F A X 番号 |  |
| E-mail      |  |          |  |

〔構成団体 担当者連絡先〕

|             |  |          |  |
|-------------|--|----------|--|
| 名 称         |  |          |  |
| 役 割         |  |          |  |
| 担当者 部署・職・氏名 |  |          |  |
| 電話番号        |  | F A X 番号 |  |
| E-mail      |  |          |  |

注 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が3団体を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

指定管理者指定申請書等記載事項変更届

年 月 日

栃木市長 あて

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

|     |                          |  |
|-----|--------------------------|--|
| 申請者 | 所在地<br>名称<br>代表者<br>電話番号 |  |
| 施設名 |                          |  |

| 届出事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 備考 |
|------|-----|-----|-------|----|
|      |     |     |       |    |

- ※ 1 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）及び団体の概要書（様式第 2 号）の記載事項に変更があった場合は、届け出ること。
- 2 人名変更の場合は、フリガナを記入すること。
- 3 変更内容を証明できる書類を添付すること。

栃木市出流ふれあいの森指定管理者募集に係る公募説明会参加申込書

年 月 日

栃木市長 あて

栃木市出流ふれあいの森の指定管理者の公募説明会について、下記のとおり参加を申込みます。

記

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 所在地<br>名称<br>代表者<br>電話番号 |  |
| 担当者 部署・職・氏名<br>電話番号      |  |
| 参加者 部署・職・氏名              |  |
|                          |  |
|                          |  |

- ※ 参加者は3名まで
- ※ この申込書は、事前に提出してください。
- 申込方法        この用紙に必要事項を記入し、栃木市産業振興部農林整備課林務係へ原則電子メールでお申込みください。
- ただし、権利能力なき社団などで、申込書に代表者宅の住所や電話番号など個人情報を含む場合は、申込書を持参ください。
- また、申込書を発送した場合は、その旨担当者まで電話にてご連絡ください。
- 電子メールのアドレスは、募集要項に記載してある問い合わせ先をご覧ください。
- 申込期限        令和8年6月19日（金） 午後4時まで （必着）